

第2回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成23年9月28日(水)

別館3階 第3会議室

委員長： 只今より第2回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

昨年9月1日開催の第1回の制定検討委員会で、本市の今後の発展のために、市民、行政等が「協働」を基軸とした、まちづくりを行っていく必要があります、その実現のために、市政運営の基本的な事項を定め、自治に関する基本的な理念の確立に向けた考え方を示す「自治基本条例」の制定に向けた方向を、ご挨拶させていただきましたが、本委員会におきまして、制定に向けた真剣な議論を重ねてまいりたいと思います。1年ぶりの開催となりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第にしたがって、進めてまいりたいと思います。

まず、最初の案件は、門真市自治基本条例（原案）の報告についてであります。

それでは、事務局より説明願います。

事務局： では、「（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会」より提出された、「門真市自治基本条例（原案）」について、ご説明させていただきます。

本市における自治基本条例の検討につきましては、先程、委員長からもお話がございましたとおり、昨年9月1日開催の第1回 門真市自治基本条例制定検討委員会にてスタートし、同年9月13日より、合計19回にも及ぶ市民検討委員会において、熱心なご議論の結果、条例原案が完成し、先日、9月6日に本委員会へ提出が行われたところでございます。

それでは、「第2回 門真市自治基本条例制定検討委員会 会議資料」をご覧ください。表紙の裏には、現在までの経緯と資料の内容について記載しております。

今回の説明にて使用させていただく資料につきましては、ページ左側から真ん中部分にかけて「門真市自治基本条例 市民検討委員会 最終原案（平成23年9月6日提出）」ということで、9月6日に本委員会 小西委員長に提出された「門真市自治基本条例（原案）」を記載しております。

ページ右側部分に関しましては、本年6月10日の市民検討委員会策定部会におきまして、それまでに市民検討委員会にて作成していた「条例原案」を基に、行政サイドが作成した場合、どのようになるのかとのことで、「行政対案の作成依頼」があったため、庁内ワーキンググループでの検討を経て、行政対案（事務局案）を作成し、7月15日以降に行われた各部会で、事務局案の説明とともに、市民検討委員会原案と比較しながらの整理、検討等を行い、事務局案をベースとした最終原案が完成いたしました。

今回は、その時に作成いたしました「行政対案（事務局案）」を「原案」との比較のために、ページ右側に記載させていただいております。

なお、今後の説明では、ページ左側の市民検討委員会 最終原案を「最終原案」、ページ右側の行政対案を「事務局案」と呼ばさせていただきます。

資料の説明に移らせていただきます前に、1点、修正箇所がございます。

それでは、（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会の条例原案についてご説明させていただきます。説明につきましては、各条例のポイントとなる部分と「最終原案」と「事務局案」との相違点につきまして、ご説明申し上げます。

●まず、条例原案は、前文と全17条の条文で構成されております。

条例の制定目的といたしましては、「自治に関する基本的な理念や、市政運営の基本的な事項等を定めるために制定する。」ものとなっております。

また、平成23年度施政方針の中にもございました「市民参加・公民協働・自律発展都市の形成」がキーワードとなっております。

●1ページの**前文**に関しましては、最終原案は市民検討委

員会の委員の皆様のご意見を基に作成されたものであり、前段部分に門真市の歴史、中段部分に条例制定における背景や経緯、後段部分ではこの条例の目指す将来像が記載されております。

この前文でのキーワードといたしましては、「地方分権の進行・自律発展都市の形成・みんなが共有すべき自治の最高規範」が挙げられます。

なお、ページ右側の事務局案では、見方を変えて委員のご意見を盛り込み、かつ具体的な市の歩み等を補足しております。

● 続きまして2ページの **第1章 第1条**に移ります。

第1条は本条例の目的でございます。

事務局案との相違点は特にございませぬ。

● 続きまして、**第2条**は、用語の定義となっております。最終原案と事務局案との相違点に関しましては、事務局案 第2号の「事業者の定義」部分について、第1号の市民の定義に含められていることから、あえて別に定義する必要はないというご意見により、削除されております。

また、最終原案 第3号の市役所の定義では、執行機関の名称だけではなく、職員ひとりひとりに語りかける条例であってほしいという市民委員の思いから、職員に関する表現が追加されております。

● **第2章 第3条**は、本条例の基本理念でございます。最終原案と事務局案との相違点に関しましては、事務局案にございます「次世代を担う人材育成」という表現は、冒頭の「将来を担う子ども達に」という表現と重複するというご意見により、削除されております。

また、自律発展都市の形成を、基本理念の最後に結論として持ってくるのが妥当だということで、文脈が修正されております。

● 続きまして、**第4条**は、本条例の最高規範性に関する条文となっております。

事務局案との相違点は特にございませぬ。

● 続きまして3ページの**第5条**では、協働によるまちづくりの基本原則を3つ挙げております。

最終原案と事務局案との相違点に関しましては、事務局

案 第3号に「協働」とありますが、「協働によるまちづくりの基本原則」の中に改めて「協働」という項目を入れることに違和感があるということから、「対等」という表現に変更されており、その他、強み、弱みという文言が追加されております。

また、協働の詳しい説明については、第1条の説明部分に記述されております。

●次の**第6条**は、総合計画に関する条文となっております。

最終原案と事務局案との相違点に関しましては、事務局案では、市役所に対する努力規定のみを定めておりましたが、市民、議会もそれぞれの役割に応じて総合計画に関わっていく必要があるというご意見があり、市民と議会の項が追加されております。

●4ページの**第3章 第7条**から7ページの**第12条**に関しては、市民、議会、行政の役割を規定したものとなっております。

第7条は、市民の役割について記述されております。

最終原案 第4項につきましては、市民は、違法・不当な要求等を不適切に行うことは慎み、市役所の職務遂行を支援することが必要であるというご意見から、事務局案の第12条第3項の文言を市民の役割として記述したものであります。

最終原案 第6項の子どもの定義につきましては、事務局案では満18歳未満を子どもと定義しておりましたが、選挙権の付与、権利義務の明確性の観点から、満20歳未満に変更されております。

最終原案 第8項につきましては、事務局案 第6項の「より良い人間関係の形成」を最終目標とするのではなく、人間関係のあり方を学んだ上で「人格形成」を目指すとの表現に変更されております。

●続きまして、5ページの**第8条**では、市民の中でも、特に事業者の役割について記述しております。

事務局案との相違点は特にございませぬ。

●**第9条**は、議会の役割となっております。

最終原案と事務局案との相違点に関しましては、事務局案では、第1項で情報の発信、第2項で公聴の充実を述べ、

具体例を省き、文言の整理を行っておりましたが、最終原案では「会議の公開」や「議会報告」、「市民と意見交換する場を設ける」などの具体例が盛り込まれております。

また、事務局案 第3項につきましては、最終原案の第10条 第2項に表現を変えて記述されております。

● **第10条** に関しましては、議員の役割となっております。

事務局案では、議会・議員の役割を分けることなく、1つの条項として記述しておりましたが、議会としての役割と、議員個人としての役割は異なっているとのことから、明確に分けた方がいいとのご意見があり、別条として記述されております。

また、事務局案 第9条第3項では、議員本来の役割である「執行機関の監視」を強調した表現にさせていただいておりましたが、市民委員より禁止表現を前面に出したほうがよいとのご意見があり、最終原案 第10条第2項の記述となっております。

● 6ページの**第11条** に関しましては、市役所の役割となっております。

事務局案では、市役所がこれまでも広報、ホームページ等での情報の公開、提供に努めていたことから、具体例を省いておりましたが、市民委員より現状では、必要な人に必要な情報が届いていないというご意見があり、具体例が記述されております。

● 続く**第12条** に関しましては、職員の役割となっております。

最終原案では、市役所としての役割と、職員個人としての役割は異なっており、明確に分けた方がいいという理由から、市役所と職員が別条として記述されております。

最終原案の第2項では、事務局案 第10条第3項にあった公聴活動の表現を禁止表現に変更し、記述されております。

● 7ページの **第4章 第13条** に関しましては、広域行政の推進となっております。

これは、先の東日本大震災等の大災害における防災活動や復興活動をはじめとした、様々な広域行政・広域連携に向けた条項となっております。

事務局案との相違点は特にございません。

●**第5章 第14条**に關しましては、協働の基盤・推進についてであります。

こちらに關しましては、第1項は協働の基盤として、市民・議会・市役所、三者の相互理解と活性化のための条項であり、第2項に關しましては、協働関係の構築の必要性について記述されております。

事務局案との相違点は特にございませんが、先ほど申し上げたとおり、事務局案第12条第3項につきましては、最終原案の市民の役割として記述されております。

●**なお、事務局案 第13条**の住民投票に關しましては、地方自治法の規定に基づく手続きにより請求できることから、削除されております。

●**続きまして、8ページ 第6章 第15条**に關しましては、地域自治の推進についてであります。

これは、次の第16条にもつながる部分ではありますが、地域自治に山積している課題に対し、地域自治拡充に向け、取り組みを推進する条項となっております。

事務局案との相違点は特にございません。

●**第16条**に關しましては、第15条にて地域自治拡充に向けた取り組みについて、地縁団体や目的別団体等を主体とした組織を設置し、市役所が支援を行っていくことを記述した条項となっております。

事務局案では、組織名称を「地域協働推進協議会」としておりましたが、「協議会」という名称は他にもたくさんあり、混同しやすいなどのご意見から、最終原案では「地域会議」に修正されております。

また、最終原案では、市域全体の地域自治の方針について検討する「地域全体会議」に関する文言が追加されております。

これに伴って事務局案 第15条第2項、第4項については削除されております。

なお、本条に關する詳細に關しましては、事前のご説明の中でも多数の委員の皆様から地域全体会議及び、地域会議について、ご質問をいただきましたので、後ほどご説明申し上げます。

●最終9ページの**第17条**についてであります。本条例の効果と改善について規定した条文となっております。

事務局案では、単に制度を設けることに留め、手法等については別に定めることとしておりましたが、最終原案では委員会の設置を明記し、組織、運営等については別に定めることとしております。

また、条例改正には議会も関わるとのご意見から、第2項に議会が追加されております。

●なお、この条例の名称に関しましては、「門真市まちづくり条例」や「門真市みんなでつくる新しいまちの基本条例」などが挙がりましたが、最終的に門真市自治基本条例となりました。

また、本条例は、全17条で構成されていることから、条例の愛称として聖徳太子の「17条憲法」にあやかり、「門真市17条憲法」というのはどうかという提案がなされました。

簡単ではございますが、門真市自治基本条例（原案）の説明については以上となります。

続きまして、第16条 地域会議の推進についてから、第1項で述べられている「地域全体会議」についてご説明させていただきます。

最終原案による地域全体会議とは、市域全体の地域自治の取り組み方針を検討するために設置されます。

この地域全体会議の考え方といたしましては、まず地域会議のあり方について詳細を検討し、その後、検討結果を受けて各小学校区単位で地域会議を設置することとなります。

良い面といたしましては、地域会議ごとの課題等を集約・共有することができるため、地域における、活動格差の解消に向けて、地域会議・地域全体会議・市が連携して解決を図ることができる点が挙げられます。

しかしながら、後ほどご説明させていただく、事務局が想定している、「小学校区単位で構成される地域会議」の具体的なイメージを実現するためには、地域ごとの課題が必ずしも同じものではないにもかかわらず、取り組み方針

を検討することや、進行管理をするという画一的な手法では進展しにくいのではないかと思います。

また、これらの地域全体会議に多大な時間を要するため、地域コミュニティのあり方や、市の支援方法等がなかなか定まらず、地域への説明が遅れることから、結果的に地域会議への取り組みが遅延する恐れが考えられます。

続きまして、他市を参考とした、現状で考えられる「地域会議」のイメージについてご説明申し上げます。

(資料配布)

それでは、ただいまお配りさせていただいた資料についてご説明させていただきます。

まず、A3の1枚もの「『門真市第5次総合計画』・『門真市自治基本条例』と『地域会議』との関連性」についてですが、これは、第5次総合計画における協働の6つの柱と、門真市自治基本条例原案の第15条及び、第16条「と『地域会議』との関連性」についてのイメージ図でございます。

第5次総合計画の協働の6つの柱を軸に、門真市自治基本条例の第15条・第16条の条文から、地域自治のベースともなりうる「地域会議」の基本目標を掲げたものとなっております。

最後に、同じくA3の1枚もの「地域会議について」ですが、こちらにつきましては、パワーポイントを使って、ご説明申し上げます。

先程、事務局では、小学校区単位での新たな地域コミュニティの設置を基本と想定していると申し上げましたが、現状におきましても、自治会や各種団体がそれぞれの領域において活発に活動されております。

しかしながら、一方で高齢化や人材不足という問題を抱えています。

そこで、補完性の原理に基づき、小学校区というひとつの行政単位のもとで、地域の個人や団体が力を合わせ、これからの地域のあり方を考え、課題に取り組むことができる新たな環境をつくるのが、地域の拡充につながり、「市民力・地域力」を高めるために有効な方策であると考えて

おります。

また、積極的な支援体制を全庁的に構築することが、行政の役割であり、各小学校区に地域担当職員を配置し、地域と市役所のパイプ役として公民協働を推進していくことが支援体制の一つの例として挙げられます。

地域会議の活動としては、市役所と同様に総合計画の基本目標に沿って活動していただくことを想定しておりますので、基本目標に沿った形でご説明させていただきます。

基本目標1「地域力のあるまち」では、行政評価等への参画、地域会議の活動基盤整備、広報等が想定され、市役所では公民協働課や地域活動課等、既存団体では自治連合会との連携が望まれます。

基本目標2「教育力のあるまち」では、サタスタ等の教育関連事業への支援、世代間交流の参画等が想定され、子ども課など福祉関係課や教育委員会事務局、また、教育関連団体との連携が望まれます。

基本目標3「明るいまち」では、防犯・防災活動や交通安全対策への参画等が想定され、危機管理課やまちづくり課などと、防犯・防災・交通対策関係団体等との連携が望まれます。

基本目標4「文化薫るまち」では、各種文化・スポーツイベントの開催や、文化の継承・発展活動への支援等が想定され、地域教育文化課やスポーツ振興課などと、文化・スポーツ関係団体等との連携が望まれます。

基本目標5「支え合いのまち」では、小地域ネットワーク等の福祉関連事業への支援、高齢者、障がい者への支援活動等が想定され、高齢福祉課や障がい福祉課などと、福祉関係団体との連携が望まれます。

基本目標6「活力のあるまち」では、地域の清掃・環境美化活動、地元商店との連携・活性化活動等が想定され、環境対策課や産業振興課などと、環境・産業関係団体との連携が望まれます。

次に、地域会議への支援方法のひとつである、補助金制度についてご説明いたします。

補助額の算定方式にはいくつかのパターンがあり、地域

会議の運営自体に必要な基礎額の算定と、実施事業に応じた補助額の算定の２種類に分類されます。

基礎額が補助され、それとは別に実施事業に応じた補助額が上乘せされるというイメージになります。

基礎額の算定方式の種類ですが、ひとつ目といたしまして「人口割、世帯割による基礎額算定方式」がございます。

これは校区内に在住する人口・世帯数を根拠に補助額を算定するものであります。

メリットは、地域活動の基礎となる人口・世帯数を根拠とするため、実際の活動規模に沿った、公平な配分がなされる点にあります。

デメリットとしては、市が保有する住民基本台帳等のデータでは、同一町内で校区がまたがるなど、校区ごとに明確な人口が出せない地域があることや、基礎額の使途を会議運営費等と想定した場合、人口規模に大きく関係しないため、一定額でも運営が可能となることが考えられます。

ふたつ目の基礎額算定方式であります「基礎額定額方式」は、人口規模に関係なく、すべての地域会議について、基礎額を一律定額として補助を行う方法です。

メリットとしては、想定される使途に基づいて、地域会議での必要最低限の共通経費を積算することにより、基礎額算定の根拠になりうる点があります。

デメリットは、その積算額が少額の場合、地域会議を立ち上げるメリットが少ないため、地域の合意形成が難しいことが考えられます。

続いて、実施事業に応じた補助額算定方式の種類ですが、ひとつ目といたしまして、「事業提案方式」がございます。

これは地域会議が、地域の課題解決を図るため、事業を市に提案し、市が事業を実施するという方式になります。事業の提案内容によっては、交付金とすることで、地域が主体となって実施する場合も考えられます。

メリットは、具体的な事業をイメージした上での提案となるため、使途が明確になるとともに、市にとっては、地域ニーズの把握への一助とつながります。

デメリットは、地域会議が地域課題解決への具体的な事業提案にまで結びつけられるかどうか懸念があること、

見積り等がずさんに行われる恐れがあることが考えられます。

次に、ふたつ目の実施事業に応じた補助額算定方式といたしまして「メニュー選択配分方式」ですが、これは、地域会議で取り組む事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択をしていただくという方式になります。

メリットは、あらかじめメニュー化していることにより使途が明確になることで、デメリットにつきましては、メニューの選択については地域会議任意となるため、取り組む活動にばらつきがでることが考えられます。

これらの方式を踏まえ、地域会議設置当初においては、基礎額算定根拠を明確にすることができる「基礎額定額方式」と、具体的な活動を明示し、取り組むことができる「メニュー選択配分方式」を組み合わせて実施することが最善であると考えております。

また、それぞれの方式のデメリットについては、地域担当職員の活用により、一定の改善が図られると考えております。

その後、地域会議の成熟が図られた時点で「メニュー選択配分方式」を「事業提案方式」に組み替え、地域のニーズに応じた活動が展開できるよう、支援していくことが望ましいと考えております。

事務局からの説明につきましては、以上です。

委員長：事務局からの説明は終わりました。ご意見・ご質問のある方は、挙手願います。

委員：地域会議を設置するということが、既存の共同体、その他の協議会等も含めて、現存組織との整合性は、どのように考えたら良いか。

事務局：様々な校区単位の取り組みは認識している。それぞれの取り組み間で、力を合わせる地域会議のイメージを持っている。個人も含めて連携していくような形を望んでいる。
この点に関しては本委員会でもご議論いただきたい。

委員長： 先ほどの質問の続きで、既存団体との関係について、地域会議は、その目標を達成するための区域割（小学校区）を事務局では考えているとのことだが、地域ごとにそれぞれ入っていただいて議論していただくというイメージでいいのかということと、市全体での整合性はどうかということをききたい。

事務局： 例えば自治会の中でも、地域ごとに活動格差があり、既存活動が活発であるが故に新規加入しにくい等の課題が出ている。しかし、新たなコミュニティ組織は地域で実施するのが必要だという意見が強く、原案のような結果となった。原案では地域全体会議を置き、区域割も含めてそこで議論をするという形になっている。事務局案では、できるところから自発的に地域会議を設置し、各地域に広がっていく中で連絡会のような全体組織ができるのではないかと思っている。

委員： 第7条（市民の役割）と第8条（事業者の役割）で、市民と事業者が別条となっているが、第2条（定義）では市民の中に事業者が含まれている。その整合性はどうか。
そのあたりについて、もう少し詳しい説明が必要な気がする。

事務局： 事務局案では、事業者の定義も市民とは別にしていた。
しかし最終原案では事業者の定義がなくなり、事業者の役割は残る形となった。そのあたりも含めて議論していただければと考えている。

委員： 第7条の子どもの部分だが、市民とは分けているという理解で良いか。

事務局： 市民検討委員会では教育・子どもに関して熱心に議論がなされた。その中で子どもは強調して条文化されたという経緯がある。

事務局： 事業者と子どもの部分だが、事業者は、事務局案では説

明が必要だろうということによって定義されていた。事業者は地域にも貢献することが必要だという議論の中で、その役割も別条にされた。子どもも特に分けている意図はないが、市民の思いからこのような条文になった。

委員： 地域全体会議だが、通常は、地域の課題解決のためには、直接地域会議ができて、そこの共通項目を解決するために全体会議が設置されると思う。最終原案では最初に地域全体会議が設置されて、その後地域会議が設置可能だということだが、全体会議を通さないと地域会議ができないのか、逆に各地域の課題等を持ち寄るのが全体会議なのか。

事務局： 最終原案では、全体会議の下に地域会議が設置されるイメージである。事務局案では、各地域で個人・団体・事業者が協働するイメージである。原案では、全体会議を通さないと地域会議ができないということになる。

事務局： 地域会議の議論の中で、「市役所にやらされている感覚がある」という意見もあり、「上から下りてくるものではない」という議論もあった。しかし、「組織の構造論で、先に大きなものができ、その次に枝分かれするものができるのではないか」という意見があり、最終原案の形になった。

委員： 地域全体会議から地域会議、そして、地縁団体等既存団体という上下関係の構図になるのか。

事務局： 地域会議の中に既存団体が入ることが想定されます。

委員： 地域会議の補助金だが、行政協力支援金等、既存の補助金は整理していくのか。それとも新たな補助金となるのか。また、この部分は市民検討委員会で議論されたか。

事務局： 団体は特定されなかったが、既存補助金が足かせになっているという市民委員の方もおり、補助金の整理も含めて全体会議で考えてはどうかという議論もなされ、条文化さ

れた。補助金の事務局イメージは、定額の最低必要経費と、課題に合わせたメニューの選択となっており、既存団体の既存活動とは重ならない形で補助を行っていく方向になるかと思う。ただし、将来的には、一定整理されるべきものは整理されていくと思う。

委員： 第17条について、他市でも同様の委員会を設置しているところはあるのか。

事務局： 調査不足もあるかとは思いますが、現在、事務局が調べたところでは、芦屋市・米原市では設置している。

委員： 団体の活動状況、住民の年齢構成等により、必要な補助も違う。そこは直接地域会議に聴いたほうが良いと思う。
地域全体会議により活性化が妨げられる可能性もあると思うが、全体会議のメリット・デメリットは分析しているか。

事務局： メリットは、情報交換ができること。デメリットは、画一的な課題が各地域にあるわけではないので、個々の課題を全体会議で議論するのは疑問がある点である。

委員： 地域会議の位置付けだが、市民個人はこの中に含まれるのか。

事務局： 個人団体問わず、在勤在住問わず含まれる。

委員： 条文上それが読み取れるのか。

事務局： ここについては議論を深めていただきたい。

委員： 第9条（議会の役割）と第10条（議員の役割）がかなり厳しい表現だと思う。「市役所の公正な職務を妨げてはいけません。」とあるが、まるで何かがあったかのようにも受け止められかねない。

事務局： 条例案の策定過程では、市民アンケート等で様々な方の意見を聴こうと思っている。今後は団体ヒアリングや、市民説明会等を行っていきたい。それに加えて、条例内で対象となっている方々には意見を聴きたいと思っている。また、議会情報も可能な限り頂戴したいと思っている。

委員： 課題はあるが、市民委員の方が一生懸命考えて下さったことなので、時間をかけて意見集約することになると思う。市民委員会の意見は尊重しなければいけないが、一定「この辺は違和感がある。こうした方がいい。」という場合、例えば、ここは事務局案のほうが良いという意見を、我々は言ってもいいということによろしいか。

事務局： この委員会は、条例を作っていくということになるので、門真市の自治の基本理念、また最高規範として、自治基本条例の今の定義でいくと、門真に関わるすべての方にとって胸を張れるものでないといけないと考えています。

その検討の中で事務局案や他市条例を参考にさせていただくのもあり得ることかと思う。当然ながら、1年間原案の作成をされた市民委員の方のご意見もあるので、その辺りを十分に考慮していただき、10年後、20年後、30年後も胸を張って誇れる自治基本条例を、策定できるような作業を行っていただきたいと考えている。

委員長： 当然、自治基本条例を策定する中で、議会の議員さんとの関係等も書かれているが、皆さんが納得した中で一つの理念としていきたいということなので、この部分は議員さんに意見を聞く方がいいとか、あるいは事務局の方に一つの案を出してもらおうということも可能であると思っている。

委員： 前文に市民憲章に関する記述があるが、市民憲章と自治基本条例の違い、あるいは市民憲章内の行動規範等を条文中に記述されている自治体もあるかと思うが、そこは議論されたのか。

事務局： 市民憲章の他にも「門真市美しいまちづくり条例」に関する記述があるが、このような理念的な規範を大切にしていきたいという思いで、前文に盛り込まれている。

委員： 市民憲章については、9月議会でも一般質問があり、答弁した。今のところ、前文で市民憲章等には触れるが、市民憲章と自治基本条例は別物と考えてよいか。市民憲章の今後の位置付けが気になる。

事務局： 市民検討委員会の中では、市民憲章について、自治基本条例との位置付けに意識を置いた論議は明確にはなかった。市民憲章のような良い憲章があるということで、前文の中に入っている。市民憲章は市民主体の憲章であるから、自治基本条例とは個別であっても、その位置付けがどう関連するかというところまでは、論議されておらず、課題と感じている。本委員会でも論議の対象になるかどうかということは明確には答えられないが、事務局としては、前文の中で市民憲章が生きてくると考えている。

委員： 原案では全体会議は設置しなければならないが、事務局案では協議会なり何なりの設置は任意となる。設置されるのとされないのでは大きな違いがあると思う。地域の協議会なり、何らかの形で地域コミュニティの会議を推進していかななくてはいけないというスタンスだと思うが、任意で良いのか。

事務局： 市民検討委員会では、全体会議に重きが置かれて議論された。地域会議には時間がかけられていないが、任意となった。

委員： 最終原案では絶対設置するが、事務局案では任意となっている。自発的となれば、1年間地域会議が設置されないこともあり得るのか。

事務局： 可能性はゼロではない。ただし、アプローチはしていく。補助金や既存団体との関係のことも地域にきちんと説明し

ないと理解が得られないであろうし、それを含めたアプローチは行わなければならないと思っている。

事務局： 最終原案第16条第1項では「全体会議を設置します」、第2項では「地域の課題の解決に向けた組織を設置することができます」となっている。第2項は、事務局案第1項でも、「組織を設置することができる」となっており、ここは一致している。それぞれの地域で組織について設置することができるということは一致している。最終原案では、「地域の組織よりも先に全体を決めていく全体会議があるべきである」という考えで、この表現になっている。ここは事務局とは案の考え方が異なっている。事務局案を市民検討委員会に提示した時は、「まとまっていて分かりやすい」という声の半面、「部分部分で我々の思いが抜けている」という意見もあった。1年かけて、論議してきた中で、思いが弱いという部分、例えば議会のところや地域会議のところは事務局案と異なっているところである。これは、市民検討委員会での市民委員の方々の事務局に対する感想である。

委員： 全体会議のメンバーは決まっているのか。

事務局： 具体的には決まっていない。市民が入る程度の議論であった。

委員： 通常は地域会議からのメンバー選出だと思うが。

事務局： 事務局案では全体会議を設けていない。

事務局： 地域会議内に個人が入るのか、団体が入るのかということだが、他市でも様々な方法がある。市民検討委員会で詳細な議論はなされていない。事務局案では「必要な事項は別に定める」ということにした。自治基本条例は理念条例であるので、詳細のルールについては別に定めるとしたのが事務局案である。

委員： 少し伺いたいのだが、第1章の総則の目的の方で、第1条「市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします」ということで、それを活かすために第6章の地域自治の推進が行われるという流れでよろしいでしょうか。漠然と思うのは、通常なら目的あるボランティア団体は存続するが、全体会議や地域会議は、継続的に存続しうるものなのか。私がイメージできるのは、既存の自治会。これはまさしく地域自治の推進をやっているが、自治会のような組織体制を地域会議と称するものに作っていくのか。単発的にやるのか、ずっと継続的に続くのか。どのような組織体制になるのかがわかりにくい。

事務局： 組織体制、運営に関して、事務局では別規定で、そこで論議をできていければと考えた中での事務局案である。市民検討委員会の中では、それほど深い論議はならず、こういう形になったのだが、既存団体には深く関連することなので、今後、説明・ヒアリングを行って、団体としての考えを聴き、賛同を得ていきたい。

委員： 自治の意識を高めるということは、非常に大切であり、門真が前向きに考えていける土台になったらいいと思う。しかし、いくつか問題があり、例えば議会との関係や地域会議という存在である。学校関係で、地域との繋がりが大きいのは青少年育成協議会である。青少年育成協議会には様々な団体が入っており、学校の全体を見ていく場となっている。その他地縁団体として自治会がある。その中で地域会議は、どのような位置付けがされるのかがイメージしにくい。校区内で任意ということも考えると不安である。また、地域コミュニティが学校支援に果たす役割は大きいですが、大きくなりすぎるが故に、学校運営の壁になる場合もあるが、そこは気になる。

事務局： 小学校区単位が、議論の中で出てきたのも確かである。構成団体については、その自治体の成り立ち等によって異なる。歴史の長い団体との整合性は取りにくいようである。

また、圧力団体になりやすい要素もあるようである。地域会議というのは、地域のことは地域で解決するというところで、公民協働は、市民・議会・行政が役割を尊重し補い合うことなので、独立という意味もあり、また相互に関連ということもあり、圧力団体になっては意味がない。また、議会という市民の信託を受けた方が議案の賛成権を有し、それぞれの持つ権能がある。従来の組織の権能をどれだけ超えられるのかという問題はある。こういったことも検討委員会の中で一部、議論として出ていた。

委員 長 : 他にございませんか。
無いようですので、次に進めます。
次の案件、その他について事務局より説明願います。

事 務 局 : それでは、次回の予定をお知らせさせていただきます。
事務局がお配りさせていただきましたとおり、10月26日午後2時より、第3会議室にて開催する予定となっております。
ご多忙な中、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。
なお、次回の案件につきましては、通知文のとおりでございます。
事務局からは、以上です。

委員 長 : 委員の皆さんから、何かありますでしょうか。
無いようですので、以上で全て終了いたしました。
事務局からありました（原案）の説明のとおり、本条例はこれからの自治に関する基本的事項を定めるものであり、今後の協働のまちづくりにも影響するものとなるため、是非、今後の取組みについても協力していただけるようお願いいたします。
それではこれを持ちまして、本日の委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。